



# 佐賀県公報

平成19年  
1月15日  
(月曜日)  
第12853号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○障害者自立支援法に規定する自立支援医療機関の指定	(二〇・障害福祉課)	一
○ "	(二一・健康増進課)	二
○堤防と道路との兼用工作物の管理協定	(二二・河川砂防課)	五
○道路の区域の変更	(二三・道路課)	六
○道路の供用開始	(二四・ " )	六
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	七
○ "	( " )	七
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	七
○包括外部監査結果の措置の公表	(公 告)	八

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年一月十五日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
アルタ薬局	佐賀市高木瀬町長瀬九六九番地一	平成一九・一・一
いけだ薬局北部店	佐賀市高木瀬町東高木二四三番地二	"
有限会社伊勢薬局	佐賀市伊勢町一番八号	"
有限会社伊勢薬局神野店	佐賀市神園二丁目七番三号	"
有限会社伊勢薬局本庄店	佐賀市本庄町大字本庄八六〇番地一	"
宇都宮薬局	佐賀市水ヶ江三丁目二番二号	"
栄城薬局	佐賀市城内二丁目二番六〇号	"
太田薬局	佐賀市諸富町大字大堂一〇四三番地三	"
カイドー薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺二七五四番地六	"
くすだ薬局	佐賀市与賀町四番一八号	"
神代薬局	佐賀市水ヶ江二丁目四番三二号	"
神代薬局木原店	佐賀市木原三丁目二番一五号	"
神代薬局枳小路店	佐賀市水ヶ江二丁目九番七号	"
神代薬局本庄店	佐賀市本庄町大字本庄八八八番地八	"
神代薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺二六四一番地三	"
神代薬局若宮店	佐賀市若宮一丁目一九番三〇号	"
黒川薬局	佐賀市若宮二丁目二五番六号	"
黒川薬局北部バイパス店	佐賀市若宮三丁目一番二二二号	"
国立佐賀病院前春風薬局	佐賀市日の出二丁目二二番一号	"
さが駅北口薬局	佐賀市駅前中央二丁目一番一号	"
昭栄調剤薬局	佐賀市長瀬町七番二六号	"
有限会社すえつぐ薬局若楠店	佐賀市若楠二丁目四番一号	"



指定医療機関の名称			所在地			指定年月日		
有限会社たかお薬局	佐賀市金立町大字千布二二九〇番地一〇	"	有限会社あさひ薬局金立店	佐賀市金立町大字金立二二二番地三〇	平成一九・一・一	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
そうごう薬局佐賀兵庫店	佐賀市兵庫町大字渕一九〇四番地一〇	"	アルタ薬局	佐賀市高木瀬町大字長瀬九六九番地一	"	大島病院	三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地	"
有限会社すえつぐ薬局若楠店	佐賀市若楠二丁目四番一号	"	イケダ保険薬局	佐賀市柳町五番七号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
サンハート薬局	佐賀市高木瀬町東高木二五〇番地一	"	有限会社伊勢薬局本庄店	佐賀市本庄町大字本庄八六〇番地一六	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
有限会社かみぞの薬局	佐賀市駅前中央二丁目一番一号	"	今泉薬局鍋島アーガス店	佐賀市八戸溝三丁目一二番二〇号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
カイトー薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺二七五四番地六	"	宇都宮薬局	佐賀市水ヶ江三丁目二番二号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
有限会社かみぞの薬局	佐賀市神園四丁目七番一六号	"	有限会社かみぞの薬局	佐賀市水ヶ江三丁目二番二号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
さが駅北口薬局	佐賀市駅前中央二丁目一番一号	"	有限会社たかお薬局	佐賀市金立町大字千布二二九〇番地一〇	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
サンハート薬局	佐賀市高木瀬町東高木二五〇番地一	"	有限会社あさひ薬局金立店	佐賀市金立町大字金立二二二番地三〇	平成一九・一・一	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
有限会社すえつぐ薬局若楠店	佐賀市若楠二丁目四番一号	"	有限会社伊勢薬局本庄店	佐賀市本庄町大字本庄八六〇番地一六	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
そうごう薬局佐賀兵庫店	佐賀市兵庫町大字渕一九〇四番地一〇	"	今泉薬局鍋島アーガス店	佐賀市八戸溝三丁目一二番二〇号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
有限会社たかお薬局	佐賀市金立町大字千布二二九〇番地一〇	"	宇都宮薬局	佐賀市水ヶ江三丁目二番二号	"	重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"
山下至誠堂薬局菜畑店	唐津市菜畑三六一三番地三	"	よしおか薬局寺井店	佐賀市諸富町為重二二一番地	"	よしおか薬局寺井店	佐賀市諸富町為重二二一番地	"
山下至誠堂薬局朝日町店	唐津市朝日町一〇七一番地一一	"	らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"	らいふ薬局木原店	佐賀市木原二丁目一七番一〇号	"
有限会社めぐみ薬局	唐津市長谷五番地	"	らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	"	らいふ薬局高木瀬店	佐賀市高木瀬東二丁目四番八号	"
前谷薬局	唐津市呼子町呼子一九五〇番地	"	ロングサン薬局	佐賀市水ヶ江一丁目四番四六号	"	株式会社アガベ鏡山薬局	唐津市鏡字立神四六二〇番地一	"
馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	"	株式会社アガベ鏡山薬局	唐津市鏡字立神四六二〇番地一	"	株式会社アガベ鏡山薬局	唐津市鏡字立神四六二〇番地一	"
馬場薬局海岸店	唐津市海岸通七一八二番地四四一	"	あさひ薬局からつ駅前店	唐津市紺屋町一六九四番地一	"	あさひ薬局からつ駅前店	唐津市紺屋町一六九四番地一	"
馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	"	あさひ薬局松南店	唐津市鏡北新開三三五八番地二	"	あさひ薬局松南店	唐津市鏡北新開三三五八番地二	"
有限会社めぐみ薬局	唐津市長谷五番地	"	あさひ薬局浜玉店	唐津市浜玉町横田下三五番地	"	あさひ薬局浜玉店	唐津市浜玉町横田下三五番地	"
山下至誠堂薬局朝日町店	唐津市朝日町一〇七一番地一一	"	あさひ薬局山本店	唐津市山本一三九六番地	"	あさひ薬局山本店	唐津市山本一三九六番地	"
山下至誠堂薬局菜畑店	唐津市菜畑三六一三番地三	"	イノウエ薬局	唐津市和多田南先石八番一号	"	イノウエ薬局	唐津市和多田南先石八番一号	"
			有限会社榑崎薬局	唐津市相知町切八七五番地三	"	有限会社榑崎薬局	唐津市相知町切八七五番地三	"
			株式会社馬場薬局	唐津市千代田町二五八三番地三三	"	株式会社馬場薬局	唐津市千代田町二五八三番地三三	"
			馬場薬局海岸店	唐津市海岸通七一八二番地四四一	"	馬場薬局海岸店	唐津市海岸通七一八二番地四四一	"
			馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	"	馬場薬局和多田店	唐津市和多田用尺二九三九番地六	"
			前谷薬局	唐津市呼子町呼子一九五〇番地	"	前谷薬局	唐津市呼子町呼子一九五〇番地	"
			有限会社めぐみ薬局	唐津市長谷五番地	"	有限会社めぐみ薬局	唐津市長谷五番地	"
			山下至誠堂薬局朝日町店	唐津市朝日町一〇七一番地一一	"	山下至誠堂薬局朝日町店	唐津市朝日町一〇七一番地一一	"
			山下至誠堂薬局菜畑店	唐津市菜畑三六一三番地三	"	山下至誠堂薬局菜畑店	唐津市菜畑三六一三番地三	"

(二) 薬局

佐賀県精神保健福祉センター	小城市小城町一七八番地九	"
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	嬉野市嬉野町大字下宿丙二四三六番地	"
大島病院	三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地	"
重村医院	杵島郡白石町大字甘治一五一〇番地	"

山下至誠堂薬局山本店	唐津市山本一五六九番地三	"	ドラッグイレブン薬局みゆき通り店	嬉野市嬉野町下宿乙一三八〇番地	"
いちご薬局	鳥栖市宿町一二六三番地七	"	イト薬局神埼店	神崎市神埼町田道ケ里二二八六番地四	"
いちむら薬局	鳥栖市元町一〇九二番地六	"	イト薬局日の隈店	神崎市神埼町田道ケ里二二六五番地九	"
一光堂漢方薬局	鳥栖市鎗田町二八八番地一	"	ひかり調剤薬局	神崎市神埼町大字早津江一一七番地一	"
株式会社大賀薬局弥生ヶ丘店	鳥栖市弥生が丘二丁目一四四番地	"	内川薬局	佐賀郡川副町大字早津江一一七番地一	"
久保調剤薬局	鳥栖市古賀町三六〇番地三	"	あさひ薬局吉野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町大曲一四九三番地四	"
こぐま薬局	鳥栖市村田町一二八番地四	"	エイト薬局目達原店	神埼郡吉野ヶ里町吉田二九〇四番地五	"
さくら薬局	鳥栖市京町七一八番地一	"	チクシ薬局	神埼郡吉野ヶ里町豆田一二一六番地一二	"
有限会社成沢薬局	鳥栖市田代上町二五一番地	"	株式会社大賀薬局基山店	三養基郡基山町大字宮浦三四三番地四	"
ミズキ薬局	鳥栖市原古賀町字三本松八六〇番地二	"	中央薬局	三養基郡基山町大字園部二七七二番地一	"
もくば薬局本町店	鳥栖市本町一丁目九三六番一号	"	有限会社鳥栖三養基薬剤師会会営薬局	三養基郡みやき町大字原古賀七〇一九番地一一	"
山内薬局	鳥栖市東町一丁目一〇二二番一号	"	江口薬局	西松浦郡有田町稗古場二丁目一〇番九号	"
アイ薬局東多久店	多久市東多久町大字別府五三二〇番地	"	有限会社伊勢薬局	佐賀市伊勢町一番八号	"
スピカ薬局	多久市北多久町大字小侍八八一番地	"	有限会社伊勢薬局神野店	佐賀市神園二丁目七番三号	"
おおよや薬局昭和店	武雄市武雄町大字昭和七八番地	"	宇都宮薬局諸富店	佐賀市諸富町大字大堂四五番地	"
けんこう薬局	武雄市武雄町大字昭和一九六番地一	"	太田薬局	佐賀市諸富町大堂一〇四三番地三	"
有限会社あかさか薬局砥川店	小城市牛津町上砥川一七四番地一	"	トーエイ薬局	佐賀市本庄町大字本庄二七六番地	"
有限会社あかさか薬局本店	小城市牛津町上砥川四六八番地一	"	有限会社ハロー薬局佐賀天神店	佐賀市天神二丁目一番二五号	"
今泉薬局	小城市小城市四七〇番四七二番合併地	"			
有限会社ユートク薬局	小城市牛津町勝一四九九番地一	"			
ドラッグイレブン薬局築城店	嬉野市嬉野町下宿甲四一七五番地一	"			

(三) 訪問看護

諸富センター薬局	佐賀市諸富町大字為重五六五番地六	"
七山薬局	唐津市七山藤川二七七三番地二	"
馬場薬局駅前店	唐津市新興町二九六七番地一	"
山下至誠堂薬局神田店	唐津市神田二〇六九番地一	"
山下至誠堂薬局中央店	唐津市呼子町呼子三七五三番地一	"
山下至誠堂薬局千代田店	唐津市千代田町二五八三番地二九	"
山下至誠堂薬局持山店	唐津市呼子町高尾三五九〇番地九	"
すむのさと薬局	鳥栖市高田町二〇六番地五	"
タチヤマ調剤薬局	鳥栖市本町二丁目七八番地一号	"
とまと薬局鳥栖店	鳥栖市宿町九九四番地八	"
はらが薬局	鳥栖市原古賀町一〇〇番地一	"
ヤナイ薬局	伊万里市大坪町丙二一〇八番地一	"
有限会社武雄杵島会営業局	武雄市武雄町大字富岡一四三四番地三	"
はなしま薬局	武雄市武雄町大字永島一三三三七番地四	"
宇都宮薬局芦刈店	小城市芦刈町三王崎四本松三二四番地一三	"
せふり薬局	神崎市脊振町広滝二三七番地六	"
堤薬局	神崎市神崎町神崎三一八番地一	"
よしおか薬局早津江店	佐賀郡川副町早津江二六九番地四	"
久保田薬局	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五二番地三	"
エイト薬局三根店	三養基郡みやき町大字寄人一五一四番地八	"
ほのぼの薬局	西松浦郡有田町上幸平一丁目二一〇一番地	"

●佐賀県告示第二十二号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人杏仁会訪問看護ステーションにじいろ	佐賀市神園三丁目一八番四五号	平成一九・一・一
佐賀県看護協会訪問看護ステーション	佐賀市長瀬町五番五四号	"
訪問看護ステーションタシポ	小城市牛津町牛津二四五番地二	"
佐賀県看護協会かんざき訪問看護ステーション	神崎市神崎町田道ケ里二三九五番地八	"
太良町訪問看護ステーション	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	"

  

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
六角川水系牛津江川	左岸堤防	小城市牛津町勝一三七九番地二地先から小城市牛津町勝一三三四番地地先まで	佐賀土木事務所

二 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 小城市長 江里口秀次  
住所 小城市牛津町柿樋瀬千百番地一

三 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 四 管理の期間  
平成十九年一月十五日から道路の存続する日まで

●佐賀県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年一月十五日から平成十九年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の区域

道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道 山崎町切線	唐津市相知町楠字牟田六〇二番地先から 唐津市相知町切字野添九〇一番二六地先まで	後	二五・八 九・三	二七五・七
	唐津市相知町切字上ホヲジ四三七番三地先から 唐津市相知町切字野添九〇二番一地先まで	前	一九・六 三・八	一〇五・七
	唐津市相知町楠字牟田六〇二番地先から 唐津市相知町切字野添九〇二番一地先まで	前	一〇・〇 三・八	三三四・四

●佐賀県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年一月十五日から平成十九年二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町楠字牟田六〇二番地先から 唐津市相知町切字野添九〇一番二六地先まで 唐津市相知町切字上ホヲジ四三七番三地先から 唐津市相知町切字野添九〇二番一地先まで	平成一九・一・一五

# ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年2月28日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年1月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月28日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人九州トリム体操協会

(2) 代表者の氏名 岩永 愛子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県西松浦郡有田町立部乙2236番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、トリム体操を中心とした様々な事業を行なうことで地域の健康と福祉の増進に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年1月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市儀徳町字前田2214番2、2214番6、2214番16、2216番1、2216番3及び2216番4

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市鎗田町416-2

紫村征雄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年1月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡川副町大字鹿江字園田籠1043番、1044番1、1047番1及び1051番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡川副町大字鹿江543番地

西久保敏江

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年1月15日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
45	神崎市神崎町城原字一本松3630番4	平成19年1月5日	6.17~6.21 (5.94~6.06)	48.89

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 資料管理課長

平成17年度に実施された包括外部監査に係る監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年1月15日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

平成17年度包括外部監査結果・意見

(テーマ1 佐賀県立九州陶磁文化館の財務事務の執行について)

監査結果及び意見	措置状況
<p>【監査結果】</p> <p>1 物品(資料)の棚卸について</p> <p>備品について、財務規則第164条に定められているとおり、備品出納・管理簿が作成され、備品現在高報告書の出納長への報告がなされているが、毎年3月末現在での現品の照合が実施されていなかった。</p> <p>財務規則に定められているとおり毎年3月末に現品の照合を実施し、品番に基づいた適切な管理を実施すべきである。収蔵品等を含む重要物品についても、現品の照合という点では、必ずしも毎年現品の照合が十分には行われていない状況であった。</p> <p>収蔵品が非常に多いため、一度に全部の照合は行えないということであれば、博物館関係の特殊な現品照合の方法について、規則等によって手当をすべきである。</p> <p>陶磁文化館から外部に資料を貸し出す場合には、資料貸出台帳に搭載する旨定</p>	<p>備品については、平成18年9月末までに現品照合を行った。今後は、毎年3月末現在で現品照合を行う。</p> <p>資料の貸出については、コンピュータによる管理とそれをプリントアウトした「取扱規定」上の様式による2本立てで行い、貸出し状況の確認を確実にする。</p>

められている。実際にはコンピュータ内に資料貸出台帳が存在し、貸し出した資料名が記載されているものの、実際の貸出年月日や返却年月日の記入は無く、管理台帳として十分には活用されていない。

資料取扱規程に定められている資料貸出台帳を適切に作成し、そこにおいて資料貸出の担当者や、資料貸出日や返却日等を適切に記載し、一覧性のある形での管理台帳を適切に作成し運用していくべきである。

2 現金出納事務等について

陶磁文化館では特別企画展の入場券や、図録等の販売代金として現金を扱う。特別企画展観覧料については、毎日、実際の観覧料受入額と入場券発行枚数、観覧料内訳表等のそれぞれの照合が、担当者のチェックの後、総務課職員によっても行われており、その後翌日に払込通知書により入金されるようになっていく。図録の販売代金に関しては、販売時の発行領収書の控えと、実際の販売代金総額、在庫数の減少分等のチェックが毎日行われ、現金の出納管理という面では十分な管理がなされていたが、それぞれの場面で照合を行った際には、照合の事実や、照合を実施した者を明確にするため、検印を残すなどして照合実施の履歴を明確に残すようにすべきである。

入場券等については、いわゆる現金等価物としての認識のもと、現物の管理に関し、当初の印刷枚数、使用(発行)枚数、残枚数、残枚数の処分日、処分方法、処分担当者等を明確に把握し、それを記録として明確に残すようにすべきと考える。

現金の出納管理は十分に行っていたが、指摘のあった照合の事実や実施した者を明確にすることについては、平成18年度より照合を行う者が、現金の確認を行いその証として関係書類の「図録売上表」、「本売上内訳表」の金額欄に捺印を行うこととした。

入場券の管理に関しては、平成18年9月30日より特別展「鍋島展」を開催しており、現金等価物と認識して、印刷枚数、発行枚数、残枚数を管理する帳票を作成して記録を明確にしている。処分についても管理を十分に行うこととしている。

<p>3 収支に関する事務について</p> <p>支払い事務に関して「支出(私出) 命令書」の作成を行っていたが、連休等の関係上、決裁手続きや「支払日入力確認表」への入力が間に合わず、結果としてそれまでの手続きは取り消され、緊急支払という制度によって当日起案・当日支払という方法で支出されているものがあった。</p> <p>支出に関する諸手続は、適正な支出が一定の承認のもとに適切になされるように定められているわけであるから、あらかじめ定められた適正な手続によって支出がなされるよう十分に留意すべきである。</p> <p>また、当初の手続を取り消すことについて、今回の場合はその履歴やその事由が書類等において示されていなかったが、出納事務をより厳格に明確に行うためには、その取り消し事由等が書類等において明確に残されるようにすべきであると考える。</p>	<p>支払い事務に関しては、適正な手続によって支出し、当初の手続を取り消す場合は、その理由等を書類上で明確にする。</p>
<p>【監査意見】</p>	
<p>1 入館者増加努力について</p>	
<p>(1) 特別企画展の隔年開催について</p>	<p>特別展の隔年開催については予算の効率的配分の方針において検討された結果であり、当面継続していく。特別展を開催しない年度には、常設展の内容をより充実させ、魅力ある展示やサービスの向上に努め、県民の満足度を高めて入館者増を図りたい。</p>
<p>(2) 収蔵品の閲覧の機会や展示品の案内等について</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>(3) 広報活動について</p>	<p>現在でも案内が実施されているが、より多くの方に興味を持っていただくために、さらに積極的に案内を実施すべきである。案内を随時行っている旨を、受付にて必ず入館者に伝えたり、その旨の広報も積極的に行うことも必要である。</p>
<p>① ホームページによる広報</p>	<p>焼き物への興味や親近感を持つてもらうため、従前より陶芸教室、親子陶芸教室、陶芸文化講座等を行ってきたが、さらに平成17年度からボランティア養成講座を、平成18年度から親子学芸員体験事業としてスタートさせた。</p>
<p>② ホームページによる広報</p>	<p>資料閲覧は学術上の研究調査等の目的に限り、館長の許可制とし、学芸員立会いの上で行うものとしているが、その要望や必要性に応じてできるだけ限り閲覧希望者の希望に添うよう、柔軟に対応している。</p>
<p>③ ホームページによる広報</p>	<p>来館者に対する展示品の説明については、従前より団体の来館者にはリクエストに応じて学芸員等による案内を行い、また受付窓口にも案内板を置いて一般来館者にお知らせしている。今後とも学芸員等による親身で丁寧な案内を心がけていく。</p>
<p>④ ホームページによる広報</p>	<p>県ホームページトップ画面のバナー等については、掲載数の制限もあることから、サイトメニュー「観光と文化」の中の「文化施設」からや県関係機関・リン</p>
<p>⑤ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑥ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑦ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑧ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑨ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑩ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑪ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑫ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑬ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑭ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑮ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑯ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>
<p>⑰ ホームページによる広報</p>	<p>集客力のある展覧会や様々な催しを積極的に企画し、より多くの方々が陶磁文化館の情報に接したり、注目していただけるような機会を少しでも増やしていきたい。常設展が博物館・美術館の命だとも言われており、魅力ある常設展への努力は大いに続けていくべきである。</p>

<p>あろう。</p> <p>佐賀県のホームページから検索できるようになっているが、若干わかりにくい。全く別の目的にて県のホームページを見た方が、県内博物館の情報に触れ、そこから興味を抱いていただくような構成にはなっていない。</p> <p>佐賀県のホームページのトップページにて何らかの形で博物館に関する情報が目につきやすい形で掲載できないか検討していただきたい。</p>	<p>ク集にある「佐賀県教育委員会」のトップページに設定した「SAGAデジタルミュージアム」バナーからアクセスできるように体系化している。</p> <p>また、企画展などの特別な展示会や催し物の開催については、県ホームページの新着情報・注目情報に掲載して、情報発信を行っている。</p> <p>ホームページのリンクについては、やきものと関連する近隣の市町のホームページへのリンクを依頼し、広報の充実を図っていきたい。</p>	
<p>② パンフレット・チラシの配布やポスターの掲示</p> <p>来館者は、県内よりも県外のほうが多いが、まずは県民に如何に知っていただくかということは重要であり、今一度県民に対する広報を大々的にやってみてはいかかなものか。県内各市町村の施設やその他県内の民間の施設等に対し、従来以上に、より積極的に働きかけてポスターの掲示等を依頼していくべき。</p> <p>都市部のJRの主要駅や主要都市の空港等において掲示を行うなど、費用対効果を十分に検討した上で効果的な広報活動を展開していくべきである。</p>	<p>ホームページ、マスコミ、県観光連盟、県内旅館への展覧会チラシ配布、旅行代理店へのはたらきかけ等、様々な機会をとらえて県民に対する広報活動を強化する。また、関東、関西、福岡等の都市部では、県外事務所等と連携し、各種イベントでの広報活動を効果的に行っていく。</p>	
<p>③ 常設展に関する広報について</p> <p>常設展については、パンフレット等において年に一度全面的に入れ替えている旨を記載しているものの、非常に小さな記載でわかりにくい。テーマ名こそ同じであれ、全面的に全く違った展示を行っているのであるから、そのことをもつと大々的に広報すべきではないだろうか。</p> <p>入館者の興味を湧かせるような展示や展示品の案内にも工夫を凝らし、積極的広報活動が必要である。</p>	<p>常設展のPRについて、平成18年度作成分(19年度用)から、さらに工夫した広報に努めたい。</p>	
<p>④ 報道機関への情報提供</p> <p>報道機関への情報提供については、様々な展示内容や企画について、不断の積極的な情報提供を行っていくことが肝要である。</p> <p>提供先についても、福岡・長崎など近隣の地域を含めて情報提供先の再検討も必要である。</p>		<p>これまでも展示会を開催する場合等に報道機関、情報誌等への情報提供を積極的に行っている。今後とも近隣地域を含めて、提供先を検討し、積極的に行っていきたい。</p>
<p>(4) 入館者へのアンケートについて</p> <p>アンケートは、従来から年齢・来館回数・来館目的・陶磁文化館の存在を知った経緯の4項目で質問・集計がなされているが、長い間同様の項目をし続けることの意味やアンケート結果の活用・分析に疑問を感じた。</p> <p>このほかにも観覧して良かった点、悪かった点、気になった点、改善して欲しい点、今後の企画として希望するものなど、館の運営に関する質問も非常に重要な項目であり、アンケート項目や分析方法等の見直しを行うべきである。</p> <p>入館者以外からも積極的に県民の声を聞きに行く工夫をしなければならぬ。例えばホームページ上において、一般の方からの質問や要望を受け付ける旨の広報を行ったり、県内の来館者数が少ないと思われる地域でのアンケートを行うなどの方法により、より県民の意見・声・認識が伝わってくるような工夫をすべきである。</p>		<p>4項目は、展示内容の検討や館の広報活動の重点化等の参考にするために不可欠の項目であり引き続き実施したいが、さらに、ご指摘の点を踏まえ、観覧後の感想や企画の希望等を盛り込むなど、内容の充実を図っていきたい。</p>
<p>(5) 県関係の諸機関・施設等の連携</p> <p>観光課や流通課、東京事務所との関連においても、今後さらに協力を得られるようなものがないか検討すべき。また、県が行う事業として担当部署にこだわらず、関連部署や協力できる可能性がある</p>		<p>東京事務所の佐賀県東京情報センターとも連携をとり当館の情報発信を試みており、県が開催する各種会議・イベント等には来館を促す招聘活動を行っている。</p>

<p>ような部署に対しては、積極的な働きかけを行うべきである。</p>	<p>県の関係機関とイベント・各種会議等についての情報交換をさらに密にし、積極的な働きかけを行って入館者の増に努める。</p>
<p>(6) その他の諸活動について</p>	
<p>① 旅行代理店への働きかけ</p> <p>福岡・長崎・熊本等の旅行代理店や観光バス会社に周辺の温泉地と陶磁文化館を結んだバス旅行の企画を提案したり、ハウステンボスをメインとするバック旅行に加えようよう宣伝を行っている。非常によい試みであり、今後も積極的に行うべきである。</p> <p>陶磁文化館関係者や県の部署担当者の都市部への出張を利用したり、県その他の機関を利用するなどして、他の地区例えば関東・関西圏の旅行代理店に対しても同様の働きかけができないか、検討が必要と考える。</p>	<p>近県の旅行代理店や観光バス会社等への宣伝は今後も積極的に行う。関東・関西圏へも観光課や佐賀県東京情報センター(社)佐賀県観光連盟とも連携して旅行関連団体に働きかけを行っており、さらに工夫して入館者の増につけたい。</p>
<p>② 他の博物館や施設への収蔵品の貸出し</p> <p>陶磁文化館の広報という意味では、収蔵品の貸出しも有効な手段であると考えらる。</p> <p>今後も陶磁文化館の広報のために積極的な貸出しを行っていくべきであると考えらる。</p> <p>さらに県内の他の博物館や、県の諸施設、さらには各市町村等にたいしても、積極的に働きかけてより多くの貸出しを実施し、収蔵品の有効活用並びに陶磁文化館の広報に役立つようにすべきである。</p>	<p>収蔵品の貸出しや写真の提供など要請があれば積極的に応じており、県内の博物館等にも「佐賀県博物館協会」会員(約40施設で構成)相互に情報交換を行い有効活用を目指す。</p>
<p>③ その他の実施事業等</p> <p>陶磁文化館の学芸課職員は僅かな人員で厳しい状況であるが、有田をはじめとする九州の陶磁や陶磁文化館が県民に</p>	<p>今後も積極的に対応する。</p>
<p>身近なものと感じていただき、陶磁文化館の運営目的を達成していくためには、教育普及活動や調査研究を積極的に展開していくことも重要である。</p> <p>引き続き数多くの有意義な事業が企画・展開されることを期待する。</p>	
<p>2 損益計算書作成の必要性について</p> <p>陶磁文化館の場合には、平成10年度より観覧料を無料としているため、費用対効果、支出と収入の関係という概念が乏しくなっている。</p> <p>損益計算を行った場合、206,997千円の大赤字となる。もちろん県立博物館等の運営は損益計算になじまないことも十分承知しているが、限られる資源の投入が最小になされるように、公共サービスのあり方として費用対効果を検討する場においては、最低限収支の状況をきちんと認識すべきことは当然である。</p> <p>厳しい財政状況のなかで、県内施設の適切な運営方針やその方向性、指定管理者制度の導入、業務委託の実施等を検討していくためには、損益計算書の作成は必須のものであり、県ではそれぞれの施設ごとに損益計算書を作成するようにし、その結果を十分に検討することが必要である。</p>	<p>県立の博物館施設は、県民に広く芸術作品等の鑑賞機会を拡大し、芸術文化の振興を図るため、企画展で特別に展示する資料を除き無料としているところである。</p> <p>損益計算書の作成については現在のところ考えていないが、館の運営に当たっては、運営にかかるコストを常に意識して、効率的・効果的な事業執行に努めていく。</p>
<p>3 観覧料の無料化について</p> <p>公営博物館の運営難という観点からは、当然のように観覧料を無料とするのが必ずしも適切なことではない。</p> <p>県の財政が非常に厳しく、支出削減が叫ばれている折、ある程度は運営の採算性や費用対効果の観点などを十分に考慮して運営がなされるべきことは当然のことである。</p>	<p>県立の博物館施設は、県民に広く芸術作品等の鑑賞機会を拡大し、芸術文化の振興を図るため、企画展で特別に展示する資料を除き無料としているところである。</p>

<p>陶磁文化館の運営において、陶磁文化館の普及や芸術文化の振興等の観点のみを追究していくことのみが必ずしも最良の方法とはいえないのではないかと。</p> <p>観覧料を有料とした場合にはどの程度の入館者が減少すると見込まれるのか、また、観覧料収入が全体でどの程度もたらされるのか、十分に検討し、場合によっては無料としている観覧料を有料とする余地はないかなどを、常に検討していくべきである。</p>	<p>陶磁文化館の普及や芸術文化の振興等の観点のみを追究していくことのみが必ずしも最良の方法とはいえないのではないかと。</p> <p>観覧料を有料とした場合にはどの程度の入館者が減少すると見込まれるのか、また、観覧料収入が全体でどの程度もたらされるのか、十分に検討し、場合によっては無料としている観覧料を有料とする余地はないかなどを、常に検討していくべきである。</p>
<p>4 購入物品の選定等について</p>	<p>購入される陶磁器は展示される場合のほかにも、調査研究の対象としての価値が大きなものであり、展示された回数等で一概に活用度の良否を論ずることはできないであろうが、購入後もあまり展示がなされず、その購入自体がそれほど重要であったのか疑問の残るケースもあった。展覧会ごとなどの陶磁器が展示されたかという履歴は残されているが、個々の陶磁器に着目した展示履歴は容易に把握できない状況であった。より効果的により効率的に展示し、より多くの県民に見ていただくためには、物品ごとの展示履歴が容易にわからない状況は疑問を感じた。</p> <p>個々の展示状況で、購入から10年が経過するにもかかわらず、購入時の展示以外には一度も展示や、館外への貸出がされていないものが3点存在した。この展示状況からすると単純にコレクションとして所有することのみが、購入の目的となっていないか、疑問を感じた。</p> <p>高額な陶磁器等を購入する場合には、陶磁文化館の方向性や存在意義などを十分に踏まえ、入手しなければならぬ</p>
<p>常設展においては、各地域の典型を示す展示構成のため資料が限定される傾向にあるが、展示の少ない資料については、特別展やテーマ展などにおいて常設展とは別の観点から展示機会を増やしていく。</p> <p>資料購入については、九州陶磁を体系的に紹介するにはまだ不十分な分野が多く残されているため、資料専門委員会ですべて十分に検討をしたうえで購入候補を決めている。</p> <p>また、購入資料の決定については、副教育長、文化課長、各博物館施設長をメンバーとした「佐賀県立博物館施設資料収集調整委員会」に諮ることとしており、この中で、高額資料購入の検討や各館の予算調整を行うこととしている。</p>	<p>のを十分検討し、慎重な姿勢で購入がなされるようにすべきである。</p> <p>必要に応じた弾力的な購入という観点からは、現行の購入予算制度や弾力的な予算の運営方法を検討すべきである。</p> <p>5 業務委託について</p> <p>(1) 指名競争入札の実施状況について</p> <p>指名競争入札実施分について、原則は一般競争入札によるべきものである以上、一般競争入札によらない旨の理由や、その際の根拠条文等については書面上で明確にしておくべきであると考えられる。</p> <p>指名競争入札を行って空調運転管理業務の委託において、指名業者は15年度までは6社で、平成16年度は2社増加し8社になった。入札参加者を呼びかける地域について規則や規定等が存在しないため、そのことが何らかの法律・規則等に照らし合わせて問題ということにはならないが、運営上参加業者の範囲を地域により区切っているわけであるから、当然に参加させざるべき企業であったであろうし、より厳正な手続が必要となる入札において参加業者の選定時に曖昧な点を残すというのは、その入札自体の厳格性を疑われかねないものと考えられる。入札に関する業務については、より厳格な手続の実施が必要である。</p> <p>(2) 入札参加業者の拡大並びに単一業者による随意契約の見直しについて</p> <p>入札参加業者の拡大については、地域を拡大するなどの措置をする予定であるが、隣接県の業者については当県への入札参加資格業者として登録がなされている場合のみ対象となるので、その状況を見ながら対応していきたい。</p>

<p>指名業者の選定地域を拡大したり、一般競争入札に切り替えることを検討し、少しでも委託料や物品の購入価格が下がるような工夫を継続的に行っていかなければならないものと考ええる。</p> <p>単一業者による随意契約についても、設備の設置者であるとか、特殊技術の必要性ということで安易に毎年同一の業者に委託することがないよう、常に現状の業者が変われる新たな業者が存在しないかを十分に検討し、少しでも競争原理が働き効率的な運用が行える余地がないかを検討すべきである。</p>	<p>これまでにも、業務の内容によって指名業者の選定地域を県下全域に広げている。今後とも業務ごとに施行能力等を踏まえ適切な業者選定となるよう努める。また、単一随契約については、当館独自の特殊な設備仕様や歴史的にも重要で価値のある古陶磁を扱うため、それに十分対応できる業者を選択している。今後とも当館の特殊性に対応できる業者がいらないか検討し、競争入札の適正化に努めていく。</p>	<p>れている協議会の存在意義はますます重要なものとなっていくものと思われる。協議会の過去3年間での出席率は、およそ68%で、多忙な委員が多く、急遽欠席という場合もあるが、より積極的に協議会に参加いただいで積極的に議論していただくような委員の選任、さらには協議会の開催日は一人でも多くの委員が出席できるよう十分な調整を行い、協議会がより充実したものとなるよう十分な準備・配慮が必要であると考ええる。</p>
<p>九州陶磁文化館協議会の運営について</p> <p>九州陶磁文化館協議会が設置されている。委員の方々からは、質問や意見が出され、様々な観点からの意見交換が行われている。しかし事務局側が受身で、陶磁文化館を少しでもよくしていこうという姿勢、そのために積極的に協議会等の意見を取り入れて行こうという姿勢が少し乏しいような印象を受ける。事務局側からもっと積極的な問題提起を行い、委員のご意見を伺うとか、簡単に解決できないようなものについては、継続審議にてじっくりと時間を掛けて検討するようなことも必要であると考ええる。</p> <p>協議会開催の回数を増やす必要があるかもしれない。従来の2回開催にこだわることなく、現状の厳しい運営状況に鑑みて、必要に応じた機動的な協議会の開催を期待する。</p> <p>運営方法等がいろいろと議論検討されているなかで、もともと外部の有識者の方々から博物館運営に関し様々な意見・助言をいただくことを目的として設置さ</p>	<p>協議会の運営に当たっては、御指摘の委員の意見・提案への的確な対応、開催回数、委員の選任、開催時期等についての視点を踏まえ、より議論でき、意見・助言をいただけるよう引き続き工夫改善していきたい。</p>	<p>7 指定管理者制度の導入について</p> <p>県においては、既に一部の施設において導入しているものの、陶磁文化館に関しては、まだ導入に向けた十分な検討は行われていない状況である。効果的・効率的な運営のために、指定管理者制度の導入が全国的に叫ばれるなか、その導入に向けた検討が早急に行われるべきである。</p> <p>他県においては博物館においても指定管理者制度を採用しているところもあり、その情報を入手していくなどしながらその導入の可否を十分に検討していただきたい。</p>
<p>6 九州陶磁文化館協議会の運営について</p>	<p>8 陶磁文化館における図録やグッズ等の販売について</p> <p>陶磁文化館の売店では、様々な様々な図録やグッズを販売している。販売に関して、陶磁文化館は県が運営していることにより、課税関係は生じないものと考ええるが、文化育成基金での販売に関しては検討が必要である。公益法人がいわゆる収益事業を行う場合には、法人税の課税対象となる。</p> <p>また、文化育成基金では、他の業者の商品を預かり、販売されたものに対して</p>	<p>(株)芸術文化育成基金は県の芸術文化の振興に資するとして設立されており、来館者や陶芸愛好家、歴史研究者等のニーズに応えた図録等の頒布は、広く本県の歴史や芸術文化の理解を深めるものとしてとらえ、物品の販売ではなく基金への寄附のお礼として頒布しているものであることから、基金への寄附であることを明示して、来館者への周知を図りたい。なお、他の業者の商品を預かり販売し</p>

<p>手数料をもらうようになっており、この部分は明らかに法人税法上も収益事業(請負業)として当然に課税対象になるものである。</p> <p>さらに消費税についても図録の販売に關し上記法人税と同様にあくまで寄付であるという観点から、消費税の申告を行っていない。</p> <p>陶磁文化館関係分のみで、13,681千円の図録の頒布と手数料収入を計上しており、実質的には消費税法上課税対象とされる資産の譲渡に該当し、名目の如何に係らずその行為自体は消費税の課税対象になるものであると考える。</p> <p>法人税並びに消費税が非課税とされている根拠の確認と検討を行い、必要であれば税務申告を行うよう手続をすべきである。</p>	<p>ていたことについては、地元業界からの強い要望もあり、陶磁器等を預かり、代金の一部を地元業界からの寄付として受け入れていたが、商品を預かるというやり方が誤解を与える可能性が高いため、この事情を地元業界へ説明し、理解が得られたので平成18年5月末から取り止めた。</p>	<p>と現品を照合し、5月末までに、備品現在高報告書を出納長に提出しなければならぬ。」と規定している。しかし博物館及び美術館では、備品現在高報告書の提出はされていたものの、現品との照合は行われていなかった。財務規則は備品のすべてについて毎年3月31日現在の照合を求めており、博物館・美術館の現品照合のあり方は財務規則に従っていない。</p> <p>また、備品現在高報告書の平成16年度末残高の合計額は3,804,811,298円と記入されているが、これは誤りであり正しくは3,804,820,598円である。その差額の9,300円は、「備品出納簿」の平成13年度末残高が誤って過大に記入されていたものを、備品現在高報告書にそのまま書き写され、その後の年度においてもそのまま引き継がれてきたためと推測される。備品のすべてについて、現品を1年に一度管理簿と照合することは財産管理の面から非常に重要であり、どのような理由であれ実施を省略することはできないと考える。ただ備品の現品照合が必要であるとは言うものの、博物館・美術館には平成16年度末の備品数が全体で9,662件もあるため、毎年度末において一度に全品を現物照合することは現実的には困難である。実施が困難な規定では意味がないので、何らかの手当てを講ずるべきである。</p> <p>現品と照合すべき管理簿は、年度ごとの受け入れた備品と払い出した備品の明細と、受入の合計、払出の合計及び年度末残高(数量・金額ベース)を表すものである。しかし、受け入れた年度以降に払い出しがあった場合、その旨を記載する欄がないために、その備品がある時点</p>
<p>(テーマ2 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について)</p>		
<p>【監査結果】</p>	<p>監査結果及び意見</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 借用重要文化財の借用記録について</p> <p>文化庁から借用している重要文化財の借用書類の整備が十分でない。借用物品についての管理についての佐賀県の規程等が無いので、帳簿等による継続的な記録は作成されていない。</p> <p>借用財産の管理保管責任を明確にする上でも、早急に規程等の制定を行い帳簿等による継続的な記録を作成すべきである。</p>	<p>「佐賀県立博物館及び美術館資料取扱規程」を改正し、別記様式第12号「国保有重要文化財等借用台帳」を新たに規定して、継続的な記録を行うことにした。(平成18年10月1日施行)</p>	<p>現品の照合については、全ての収蔵品について、平成18年10月末までに終了し</p>
<p>2 物品の棚卸について</p> <p>「委任出納員又は物品出納員は、毎年3月31日現在において備品出納・管理簿</p>	<p>現品の照合については、全ての収蔵品について、平成18年10月末までに終了し</p>	<p>と現品を照合し、5月末までに、備品現在高報告書を出納長に提出しなければならぬ。」と規定している。しかし博物館及び美術館では、備品現在高報告書の提出はされていたものの、現品との照合は行われていなかった。財務規則は備品のすべてについて毎年3月31日現在の照合を求めており、博物館・美術館の現品照合のあり方は財務規則に従っていない。</p> <p>また、備品現在高報告書の平成16年度末残高の合計額は3,804,811,298円と記入されているが、これは誤りであり正しくは3,804,820,598円である。その差額の9,300円は、「備品出納簿」の平成13年度末残高が誤って過大に記入されていたものを、備品現在高報告書にそのまま書き写され、その後の年度においてもそのまま引き継がれてきたためと推測される。備品のすべてについて、現品を1年に一度管理簿と照合することは財産管理の面から非常に重要であり、どのような理由であれ実施を省略することはできないと考える。ただ備品の現品照合が必要であるとは言うものの、博物館・美術館には平成16年度末の備品数が全体で9,662件もあるため、毎年度末において一度に全品を現物照合することは現実的には困難である。実施が困難な規定では意味がないので、何らかの手当てを講ずるべきである。</p> <p>現品と照合すべき管理簿は、年度ごとの受け入れた備品と払い出した備品の明細と、受入の合計、払出の合計及び年度末残高(数量・金額ベース)を表すものである。しかし、受け入れた年度以降に払い出しがあった場合、その旨を記載する欄がないために、その備品がある時点</p>

<p>で保管されているかどうかを、直ちに把握することができない。備品の数が少ない場合は何とか使えても、博物館・美術館のように備品数が膨大な場合には現品照合に用いる管理簿としては不十分である。今後も、現品照合にその他の管理簿を使わず備品出納・管理簿を使うのであれば、受け入れた備品がその後のある時点で保管されているかどうかを明らかにできるように、様式を改める必要がある。</p>		<p>することが求められている「購入・寄贈資料台帳」は、「資料台帳」という名称になっている。この台帳の記入の項目は、ほぼ「美術工芸品重要物品整理台帳」と同じであり、かつそれ以上のものはないため作成する意味がないと考える。</p> <p>(3) 寄贈に関して、「美術工芸品重要物品整理台帳」と「資料寄贈申込書」、「寄贈資料受納書(控)」、「寄贈資料受納調書」を照合した結果、担当者の手許にあって書類綴りに保管されていないものが散見された。保管方法にルールはあるが、統一的に一元管理がなされていない。</p> <p>(4) 寄贈品の「美術工芸品重要物品整理台帳」への記入が、現品を実際に受領した日に行われることもあれば、礼状を送付した日に行われることもあり一貫性がない。所有権が移転した日つまり受領した日に記入するよう、明確な処理のルールを作るべきである。</p> <p>(5) 博物館・美術館に資料を寄託しようとする者には、まず「資料寄託申込書」の提出をさせることになっている。「寄託資料台帳」と「寄託資料受入調書」、「資料寄託申込書」、「資料寄託契約書」を照合した結果、「資料寄託申込書」がないものが散見された。</p> <p>(6) 博物館・美術館が寄託又は出品を所所有者に依頼するときには、「資料寄託、出品承諾書」により承諾を受けることになっている。「資料寄託契約書」によって代えることができるためという理由で、現在作成されていない。作成の必要がないのならば規程を見直すべきである。結果的には規程に抵触する事務処理となっている。</p>
<p>3 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館資料取扱いについて</p> <p>博物館及び美術館では、「佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館資料取扱規程」則っていない以下のような処理が行われていた。</p> <p>まずは規程そのものを改正して対応すべきだと考える。</p>	<p>「佐賀県立博物館及び美術館資料取扱規程」 (全面改訂版を10月1日に施行)</p>	<p>平成12年度以降の寄贈受入に関する書類は年度順に簿冊で一元管理している。今後資料管理でニューラルで徹底する。</p> <p>寄贈受入年月日は寄贈資料受納調書の決済日とすることを資料管理でニューラルに明記し、徹底した。「寄贈資料受納調書」にはあらたに起案日・決裁日の欄を設けた。</p>
<p>(1) 「資料分類台帳」は、現品との照合を容易にするために記載が義務付けられたものと思われるが、現在は使用されていない。そのためには品名、作者名、受入番号、分類番号などによる資料の検索が可能で、ある時点における全資料の明細表示と件数・価格の合計が可能なデータベースを構築する必要がある。博物館・美術館の膨大な数の資料の管理・保管を手作業で行うのはもはや不可能に近いと思われる。データベースの一刻も早い完成が望まれる。</p> <p>なお資料一件ごとに作成が義務付けられている「資料カード」は、材質、サイズ、写真など詳細な情報を記録した帳票であり現品照合などには便利である。しかし資料の検索、資料の一覧表示、件数・価格の合計には使えない。</p>	<p>「資料分類台帳」に代え、資料カード及びデータベースで内容を補充して管理することとしたため、資料取扱規程を改正して廃止した。データベースについては、現在も運用中であるが、明細表示形式や価格合計機能に関してのシステム改善を平成18年12月末を目途に作業中である。資料の保管棚番号の入力についても同年12月末を目途として作業中である。</p>	<p>資料管理でニューラルで受領・保管を徹底する。</p> <p>手続上、寄託を依頼する場合には必要であるので、規程どおり作成するよう資料管理でニューラルに定めて徹底した。</p>
<p>(2) 資料の購入・寄贈があった場合記載</p>	<p>「購入・寄贈資料台帳」についてはご</p>	

<p>(7) 資料の寄託申し込みを館長が認めたもの、又は寄託の承諾を得たものの受け入れを決定するため「寄託・資料受入調書」を作成することになっている。 これは起案書の形式となっているが、担当者が起案をした日付、館長が決裁をした日付を記入する欄がなく、決裁手続きが確実になされたことの確認ができない。「寄託・資料受入調書」の様式を見直すべきであろう。 また、「寄託・資料受入調書」の寄託資料台帳の日付欄、資料カードの日付欄はそれぞれの実際の記入日を書くべきであるが、まったく記載がされていない。これでは帳票間の連絡が取れず事務が効率的に行えない。</p>	<p>資料取扱規程の改正に伴い「寄託・資料受入調書」に起案日・決裁日の欄を設けた。また寄託資料台帳や資料カードの記載確認欄の日付については実際の日付を記入するよう資料管理マニュアルに定めて徹底した。</p>
<p>(8) 寄託資料についても、購入、寄贈資料と同様資料一件ごとに「資料カード」を作成することになっている。 この寄託に関する「資料カード」は、ボックス、引き出し等に一括保管ではなく担当者ごとの管理に任せている。しかし、「資料カード」は上記のように最も詳細な情報を記録した帳票であり、資料の迅速な調査などのためには一元的な保管をしなければ意味がない。 これも、データベースが構築された場合はその中で管理していくべきものである。</p>	<p>資料カードは従来よりキヤベネットに番号順に一括保管している(担当者ごとに管理しているのは予備カード)。</p>
<p>(9) 展覧会出品及び資料研究等のため短期間資料を預かるときは、出品者又は所蔵者に対して「資料一時預り証」を発行し、「一時預り資料整理簿」に記載する。 一時預り資料を返却した場合は、引き換えに「資料一時預り証」を回収すべきである。ところが、現品は返却されているのに「資料一時預り証」が回収されて</p>	<p>「資料一時預り証」については、所蔵者が紛失して回収できない場合もあり、その場合は写しに返却を受けた旨の証明を受けるようにしている。「一時預り資料整理簿」の記載・押印と併せ、資料管理マニュアルに定めて徹底した。</p>
<p>いないことがあった。 「資料一時預り証」の回収にあわせて「一時預り資料整理簿」の返却欄に返却年月日を記載し担当者・物品管理者が押印することになっている。 ところが、現品は返却され資料一時預り証は回収されているのに、「一時預り資料整理簿」の記載がなされていないことがあった。</p>	<p>資料の写真撮影、ファイル借用、印刷物への掲載、資料の複製等の申請については許可書案の回覧で決裁しており、許可簿での決裁は二重決裁になるため資料取扱規程を改正し、様式から削除した。 なお、データを失った部分も申請・許可の書類は保存されており問題はない。 写真ファイルの貸出等は収蔵品データベースとは別ファイルのデータベース上で管理している。貸し出された資料ファイルが返却された場合はこのデータベース上で返却確認欄にチェックを入れるようにしている。</p>
<p>(10) 資料の写真撮影、ファイル借用、印刷物への掲載、資料の複製等の申請があった場合は「資料写真撮影等許可簿」で管理することになっている。 この中の資料ファイルの貸し出しに関して、「資料写真撮影等許可簿」に返却の事実を記載する欄がない。財産管理面から、これらの点は規程の見直しが必要である。また今後は、貸し出しの管理もデータベースと結び付けて行うことが適当である。 なお、「資料写真撮影等許可簿」をパソコン上で管理していたが、データが壊れてしまい現在は記載されておらず問題である。</p>	<p>ファイルの貸出は館蔵品として登録された以外のものも多く、ファイル自体の登録なども行われていない現状では、現在のとおり収蔵品データベースとは別ファイルで管理する。</p>
<p>4 データベースの構築について 『財務規則に関する取扱要領について(通知)』の定めに従って「美術工芸品類重要物品整理台帳」というものが作成されている。これは、登録番号、品名、数量、作者名、受入種別、取得月日、価格、異動状況などを記載する、「購入・寄贈資料台帳」と「資料分類台帳」を包含するような管理簿である。登録番号順に記</p>	<p>データベースについては、現在も運用中であるが、明細表示形式や価格合計機能に関しては改善の必要があり、平成18年12月末を目標に作業中である。また、資料の保管棚番号の入力についても12月末を目途として作業中である。</p>

<p>載されているため、購入・寄贈で受け入れた資料の記載渡れの可能性は低い。しかし欠点があり、資料の管理・保管の万全を期す管理簿となり得るものではない。</p> <p>登録すべき資料は価格を含め「美術工芸品類重要物品整理台帳」のうえで確定できたので、今後早急に資料一件ごとの詳細な情報を「資料カード」などで確認しながら、データベースを構築する必要がある。</p>	
<p>5 図録等の管理について</p> <p>図録は在庫について十分な管理がなされていらない。販売用冊数から販売分のみを控除し帳簿上の在庫数としている。また贈呈用の残りの冊数は販売対象外となっている。往査日以降(平成17年9月)からは贈呈分も在庫に加算している。</p> <p>図録は4月以降100冊程度販売されている。このほかにも、博物館の調査によると贈呈用の図録が平成17年9月時点で648冊、販売価額で約1,259千円分あり適切に記録されていなかった。</p> <p>合計約1千万円の図録等の在庫のうち、贈答用の在庫記録がないため、全体の在庫状況を表す適切な記録がないままであった。さらに博物館・美術館では図録等の実際の有り高を確かめる棚卸を実施していないため、正確な残高を把握していない。少なくとも毎年3月末に棚卸を実施し、在庫の適正な残高を確かめるとともに、積極的に販売し、投下した資金の早期回収に努力すべきである。</p>	<p>贈呈用の図録(平成18年3月31日現在)を含め全ての図録等の棚卸を実施した。今後は、贈呈用を含めて棚卸を行い、適切な管理を行っていく。また、図録については、目につき易い場所に設置し、積極販売に努めている。</p>
<p>【監査結果】</p>	
<p>1 収蔵品について</p> <p>昭和52年3月30日寄贈の登録番号6159「浅草風景(池田幸太郎作)」は、現品の</p>	<p>その後の調査で、「浅草風景」は「両国風景」という作品と合体して「隅田川」</p>
<p>所在が不明であることを偶然に発見した。資料の保管方法としては、収蔵庫が非常に手狭で、空いたスペースに収まる資料をランダムに保管するという方法がとられていた。先ほどの「浅草風景」はおそらく博物館・美術館のどこかに保管されているのであるが、容易にその所在がつかめないうというのがこの保管方法の欠点を表している。保管方法に問題がある。</p> <p>この収蔵スペースの不足をきつかけにして収蔵資料の見直しを検討すべきではなからうか。現在行われている県の機関への管理換えだけでなく、一時預かり資料や寄託資料の返還、展示資料としての機能・役割を終えた模型やジオラマ等の廃棄を含めた収蔵資料の積極的な整理作業を検討してはどうだろうか。収蔵数の減少は招くものの収蔵品の質は高まり内容はむしろ充実すると考える。</p>	
<p>2 業務委託に係る予定価格の算定について</p> <p>委託業務の予定価格算定の基礎資料として前年度の落札業者、つまり前年度最低価格で応札した業者に見積書を提出させていた。当然最低価格で落札した業者からの見積書が他の業者より安いはずであるうとの考えであると思うが、予定価格算定基礎資料としての見積書はもう少し広範に集め、その中から一番有用なものを取捨選択して採用すべきである。</p> <p>こと入札に関しては、公正公平にすべきであることは当然であり、合理的な基礎資料の収集に努めるべきである。</p>	<p>予定価格については、仕様書の作成や金額積算のための基礎資料として、見積書を参考にして算出している。</p> <p>なお、平成18年度の警備委託業務については、複数業者の見積書を基に予定価格を算出した。</p> <p>今後は、できるだけ複数業者の見積書を参考にして、予定価格を算出する。</p>
<p>3 佐賀県立博物館・美術館協議会について</p> <p>協議会はいろいろな分野から選出された委員から、貴重な意見や要望出され、それに対応するための課題や改善策など</p> <p>佐賀県立博物館及び美術館協議会については、県のホームページで会議の開催予定を公開しているが、傍聴を希望され</p>	

<p>が次の協議会の席上发表されていた。 協議会は公開でなされるが、残念ながら傍聴者は今まで一人もいなかった。したがって県民の大多数はその存在すら知らないと思われる。協議会で出された意見・要望それについての回答の要旨を、協議会の席上だけでなくホームページ等に掲載することは、魅力ある博物館・美術館に変革していくこうとする姿を示すことにつながり、県民に身近な博物館・美術館を感じさせる手段でも有り、ひいては観覧者の増加にも結びつくのではないかと考える。</p>	<p>る方はいない状況である。 なお、協議会でされた意見・要望について、会議録に記載し、県のホームページで公開している。</p>
<p>4 運営費予算について 博物館・美術館の運営費は社会教育費であるから無料化が当然との意見もあるが、必ずしも観覧料を無料化する必要もないと考える。 経費についても博物館・美術館費の約半分を占める委託費については、細切れ発注ではなく似たような業務はいくつかを合わせた委託契約を結び発注予定価格の削減を検討することも重要である。 現在作成されていない損益計算書は、業務改善を目指すうえでは有効な手法の一つになりえるはずであり、是非作成されることを希望する。 社会教育の充実と経費削減は両者の適切なバランスを考えて、本気で取り組みはまだまだ改善の余地があると考える。</p>	<p>県立の博物館施設は、県民に広く芸術作品等の鑑賞機会を拡大し、芸術文化の振興を図るため、企画展で特別に展示する資料を除き無料としているところである。 委託費の発注は、求館者の安全性の確保や事故時の責任の所在を明確にするという観点から購入先のメーカーと管理委託契約を締結しているところである。 また、損益計算書の作成については現在のところ考えていないが、館の運営にかかるコストを常に意識して、効率的・効果的な事業執行に努めていく。</p>
<p>5 指定管理者制度について 指定管理者制度導入についての本格的な検討はなされていない。 すでに指定管理者制度を導入している他の自治体を十分に研究し、何処がどのように変わったのか、いろんな面から調</p>	<p>指定管理者制度の導入を含め博物館・美術館のあり方について、文化課及び県立博物館連絡会議で検討中。</p>
<p>査していただきたい。 博物館・美術館運営の諮問機関でもある協議会と一緒に従ってよりよい方向を見出していただくようお願いする。</p> <p>6 広報活動について 県民にとって身近なメディアとしてインターネットがある。博物館・美術館のホームページを見ると、既に終了したテーマ展が何時までも掲載されている。 古い記事が掲載されているホームページほど信頼性が薄らぐ。ホームページで案内するのであれば、今後の予定を随時掲載することが望まれる。適時にホームページの更新も必要である。</p>	<p>博物館・美術館のホームページについては、年間にどのような事業があるか参考となるように終了した事業であっても記載していたが、今後は、定期的に更新していく。</p>
<p>(テーマ3 佐賀県産業技術センターの財務事務の執行について)</p>	
<p>監査結果及び意見</p>	<p>措置状況</p>
<p>【監査結果】</p>	
<p>1 物品の棚卸について 毎年度末において保有する全部の現品との照合はなされていない。佐賀県庁全体のかなりの部署で同様に処理されているものと推測される。 全庁的な問題であるため、3月末日での現品照合が不可能であればこれに代わる方法又は基準日変更を県としても早急に講じるべきである。 不用品については、財務規則の手続きにしたがって売却等の処分をすべきである。また、他所への移管可能性の検討結果も記録に残すべきである。</p>	<p>すべての備品について、備品出納・管理簿と現物の照合を確実に確認し、不用品の処分については、有効利用を促進するとともに、活用の見込みが無いものについては、速やかに、財務規則に基づく手続きを行うよう、全庁的に通知を出したところであり、今後徹底を図っていく。 なお、備品の範囲の見直しや現品照合の方法については、現在、物品管理システムの構築を予定しており、その中で、今後検討していく。</p>
<p>2 報償費について</p>	
<p>報償費のうち「佐賀県職員の職務発明等に関する規定」に基づいて支払われて</p>	<p>平成16年度以前の実施補償費にかかる所得税については、本人が確定申告をし</p>

<p>いる実施補償費がある。所得税の源泉徴収がなされていなかった。</p>	<p>ているため、平成17年度より所得税の源泉徴収を実施した。</p>
<p>3 建物の磁気カードの管理について</p> <p>出入り口に設置してある鍵の保管庫を開けるための磁気カードは職員全員が持っているが、このカードが全部で何枚あり、誰がどの磁気カードを持っているかなどに関する管理が不十分である。</p>	<p>鍵の保管状況簿を作成整備し、磁気カードの所有者を確認し、管理責任の徹底を図った。</p>
<p>4 研究データの管理について</p> <p>センタ一のパソコン等情報が保管されている機器については、個人情報保護法施行後盗難等から守るため持ち出しができないようになっていた。</p> <p>しかし民間からの依頼試験に関するデータやセンタ一の研究業務にかかる未発表の研究成果に関するデータなどの管理方法に関して、具体的な規定やマニュアルが存在しない。</p> <p>佐賀県のセキュリティポリシーを踏まえてデータの管理やセキュリティに関するマニュアル等を作成し、必要なレベルの管理を実施すべきである。</p>	<p>情報の管理については、佐賀県のセキュリティポリシーを踏まえて、当センタ一のセキュリティマニュアルを作成し、情報管理の適正化を図っていく。</p>
<p>5 特許権の管理規程について</p> <p>特許の出願については、佐賀県職員の職務発明に関する規定に基づいて行われる。しかし、佐賀県には、特許権の管理に関する規定がない。</p> <p>このような状況を踏まえ、佐賀県では、特許権を含んだ知的財産権につき、包括的な管理基準の整備を、平成17年度末までに策定することとしている。佐賀県全体の仕組みとして整備されることが望まれる。</p>	<p>現在、関係課・機関が連携し、県立試験研究機関全体を総括する知的財産権の管理基準を策定している。</p>
<p>6 佐賀県が保有する特許の実施契約について</p>	
<p>実施状況報告については実施契約書の第8条で定めてあり、半期ごとの生産販売数量と金額を報告しなければならぬが、対象期間に生産や販売をしなければ、報告をしない事業者が散見された。契約内容を認識し、契約どおりの義務は確実に履行するように、契約の相手方を指導する必要がある。</p> <p>県は、実施許諾先への帳簿書類その他の物件の調査を行うことが出来ることとなつている。実施許諾先に対する牽制のためにも、研究者等の専門家と一緒に年間数件程度の調査を行うべきである。</p> <p>県が特許権や実施料の収入に関する管理を適時に行うために、実施許諾先が期間満了後更新しない場合や実施許諾契約を解除しようとする場合の県への通知に関する規定を契約に盛り込むことを検討すべきである。</p>	
<p>7 特許権の再実施権付き実施契約について</p> <p>センタ一が出願し取得した特許権の再実施権付き実施契約を締結しているものが1件あり、当該契約の第4条第5項で、実施権者が再実施契約を締結した場合は、契約書写しを県に提出しなければならぬことになっていて、再実施契約先の1社分の提出がなかった。</p> <p>契約どおりの手続きを行うべきである。</p>	<p>当該実施権者に対し契約内容の確認を行い、提出されていなかった再実施契約書の写しの提出を受けた。</p> <p>その際に、今後再実施契約を締結する際には契約書の写しを遅滞なく提出するよう指導した。</p>
<p>【監査意見】</p>	
<p>1 入札について</p> <p>(1) 一般競争入札について</p> <p>平成16年度に実施した一般競争入札による購入物品は、センタ一の仕様を満たすものはそれぞれ1社のみが製造しており、その取扱店は佐賀県内にはそれぞれ</p>	<p>購入機器は、業業関係の特殊な仕様であることが多く、その仕様に適合し、当センタ一が求める機能を有する機種も少なく、これらを製造する国内のメーカー</p>

<p>1社しかない状況であった。        予定価格算定にあたっては、比較参考とすべきものが少なすぎること、全ての予定価格算定の要素がメーカー若しくは佐賀県内取扱店の過去のデータに依存しすぎている。予定価格の合理性を担保するためには、他のメーカー製品の状況、佐賀県で使用している他施設や企業の状況さらには県外の状況などをも参考にするなどの必要があると考える。        一般競争入札においては、一般に高額な備品の購入が想定される。入札資格審査、予定価格の設定、談合防止等を目的とした委員会の設置なども、合理性や透明性を高める一つの方法であろうと考える。</p>	<p>自体も数社しかない現状である。        なお、予定価格について、同様の機種機器を導入している佐賀大学や九州内の公設試験研究機関に対し確認したが、いずれと比較しても採用している算定数値は、低いものとなっている。        また、一般競争入札の際の委員会の設置については、今後、必要に応じて検討する。</p>
<p>(2) 随意契約について        随意契約は、地方公共団体の契約方法としては、例外的な方法であり、特別な制約を設けている。        随意契約の熱画像計測装置及び電気炉の2件は、県内の取扱店が2店のみであるため随意契約によっている。基本的に入札参加資格を有する業者として登録されている取扱店から入札参加業者をリストアップすることになっている。センターが購入を予定する備品の入札参加業者をリスト記載の業者のみを対象とした見積合わせが、果たして価格やその後の保守点検等にわたっても優位か検討すべきではなかったらうか。        マイクロ波連続式化学反応装置は、特殊な仕様のため市販品がなく特別注文となり受注生産が可能と思われる業者を選定し「単一業者との随意契約」を引用している。選定した業者だけが製作可能なものであるとの確認手続きが、どのよう</p>	<p>熱画像計測装置の製造メーカーのうち、製品の機能等が当センターの仕様基準を満たしている製品を有するメーカーは2社であった。        また、電気炉に関しても当センターの仕様基準を満たしている製品を製造できるのは2社のみであったため、その2社で見積もり合わせを行った。        なお、機器の保守点検等については、保証期間の状況を勘案したうえで保守点検を行うかを含め検討を行う予定であった。        マイクロ波連続式化学反応装置については、センター内の機種選定委員会では、仕様基準及びメーカーの機能等を比較した結果、1メーカーの機器のみが仕様基準に合致したことから単一業者と随意契約したものである。        当センターで購入する機種は、営業関係の特殊な仕様であることが多く、製造</p>
<p>にしてなされたのか書類上明らかではない。</p>	<p>(3) 委託契約について        庁舎清掃業務委託の予定価格の算定は、平成16年度は平成15年度の契約価格を予定価格としている。積算方法は、数年毎には視点を変えて変更することも必要である。        2 ホール・会議室の外部貸出しについて        佐賀県農業技術センターの中に約150席ほどのホールと20～50名収容できる中会議室があった。積極的な活用が求められている。        3 県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領について        実施許諾申請にあたり提出すべき書類は、県有特許権等の実施許諾に関する取扱要領第2実施許諾で定められているが、このうち、ウ実施計画書及び法人の場合は財務諸表と納税証明書、個人の場合は所得税確定申告書の写しと納税証明書については、改善が必要である。        県有特許の実施許諾先の管理は、実施許諾台帳の整備によって行われなければならないが、当該台帳の整備が不十分であった。        実施許諾台帳の様式は管理台帳としては適切ではない。実施許諾先の管理に当たっては、誰に、いつ、どんな理由で、どの特許の実施許諾をしたか、生産販売品目はどのようなものであるか、実施報告や契約更新等の手続きの状況はどうか、        メーカー等も数が少なく、競争原理が働き難いものの、県内外の営業関係企業等を調査し、契約事務の適正化に努め、その経過等については、記録を残すよう努めていく。        近隣の現地機関を調査するとともに積算方法等を検討して、平成18年度から仕様書を変更し契約を実施した。        営業関係等の会議を通じてPRに努めており、地元関係団体へもセンターの施設利用について呼びかけていく。        また、機関紙(センターニュース)やホームページ等でもPRに努めていく。        今年度中に、実施許諾申請にあたり提出すべき書類の改善や継続的に管理できる様式への改正について検討する。</p>

<p>生産販売数量と金額はどのように推移しているか、実施料の収受は契約どおりに実施されているかなどを、継続的に管理できる様式に改善すべきである。</p>	
<p>4 技術指導に関する取扱事務手続きについて</p> <p>センターにおいて技術指導を受ける場合、技術指導の申請は実施希望日の7日前までに技術指導申請書を、技術指導期間が満了した日以降も技術指導の継続を要望するときは、満了する10日前までに技術指導更新申請書を提出しなければならぬことになっている。</p> <p>調査したところ申請日付や技術指導承諾日の記載の無いものや7日前あるいは10日前までの申請になっていないケースが散見された。また、提出された申請書は伺い書により起案され、所長決裁により承認されることになる。少数ではあるが、技術指導開始後の日付で起案・決裁となっているケースもあった。</p> <p>技術指導は研究成果の普及活動そのものであり、取扱要領どおりに行うべきである。</p>	<p>「佐賀県試験研究機関技術指導に関する取り扱い要領」に添って適切に行うこととした。</p>
<p>5 設備機械等の利用に関する取扱について</p> <p>センターが保有する設備機械等の一般開放は地場産業にとって有用なサービスであるが、設備機器等の使用目的は「試験研究に限る」ものに制限されている。使用台帳を調査したところ同一企業が頻繁に同一機械を使用しているケースが見受けられたが、試験研究目的であったかどうかの確認は不十分であった。設備機械等が試験研究以外のために使用されないような現場での管理を確実に行うべきである。</p> <p>使用要領には、「設備機械等の使用に</p>	<p>「佐賀県築業技術センター設備機械等の使用要領」(平成17年6月21日施行)に添って、設備機械等使用申請時に、使用目的について審査し、また使用状況等を管理監督し、適切に運用する。</p> <p>また、設備機械等を使用した際に発生する、使用物の残余については、持ち帰るように指導する。</p>
<p>際して必要な原材料、消耗品等は使用者が持ち込み、使用後の残余は持ち帰ること。」と規定されているが、使用者の材料が置いてあるケースが見受けられた。誰のものか分からないような資材が、特に区別されずに技術センター内に置いてあるという状況は、財産管理上望ましい状況とは言えない。</p>	
<p>6 設備機械等の利用に関する現場の管理について</p> <p>全ての設備機械には、使用記録用のノート及び機械等使用者受付簿が用意してあるが、この二つの資料は書き込み不足が散見された。これらの資料に必要な記入をすることにより財産管理をより適切に実施し、また、センターの事業運営に反映させる情報として活用すべきである。</p>	<p>機械等使用者受付簿・機器使用簿への記入を徹底した。</p> <p>また、今後は、この情報を設備の維持管理に活用する。</p>
<p>7 築業大学校との人事異動について</p> <p>センターの研究員は、定期的に佐賀県立有田築業大学校に教務職員として配属される。平成15年に大学に配属された研究員は、当時特許を出願し、これから普及に取組む段階にあったが、大学への配属後次のスレッツの研究を行えなくなつた。この結果、センターに戻るまでの数年間研究は中断してしまつた。</p> <p>大学側でも支出削減のため外部講師への依頼を控えなければならぬ事情があるが、大学での業務量を削減して教務と研究活動を両立できるような方法を検討してもいいのではないか。両立が困難であれば、異動に際してはそれぞれの研究員の研究状況を十分に把握して、異動を行う必要がある。</p>	<p>築業大学校との人事異動のあり方については、今後とも検討する。</p>
<p>8 センターの建物について</p> <p>センターは、工場棟、陶磁器棟、フア</p>	<p>施設を管理する上で、不審者等の入場</p>

<p>インセラミックス棟と管理棟が中庭を囲むように設計されており、設備機械等の使用状況や入館者の状況などが把握しにくい間取りになっている。特許出願に向けた研究を行っていたり、高額な備品や危険な備品もある。</p> <p>今後必要な建物の建設を行う場合は、外観への配慮と同時にその建物がどのように使用されるかを事前によく検討し、効率的に管理するためにはどのような設計・間取りが望ましいかについても、十分に検討しておくべきである。</p>	<p>を防止するため、西側入り口ドアのオートロック化、各部屋の施錠の徹底を図る。また、不定時のセンター内巡視を行うことにより、管理面での事故防止を図る。今後建物の建設を行う場合は、外観への配慮と同時に管理面での効率性等を事前によく検討する。</p>	<p>行って個別の試験研究の予算実績対比を行うことは、進捗管理や無駄の少ない予算の執行に有用であり、コスト意識の周知徹底にもつながるので、原価計算を行うべきである。</p> <p>研究員は、県内業界と密接な関係を持っていないはずであり、業界の現状を詳細に知っているはずなので、この情報を県の施策に反映させる仕組みも構築することも必要である。</p>	<p>県の施策に反映していく。</p>
<p>9 試験研究の評価等について</p> <p>センターが人的予算的制約の中で使命を果たすためには、試験研究の各時点での当該試験研究に対する評価を組織的、制度的に実施する必要があるが、このような評価はセンター運営会議等の中で議論されているものの、外部評価の体制作りは現時点では実施されていない。</p> <p>研究チームの原案づくりは、研究員間での必要な検討によって行われていることであるが、研究チームの選定に関する組織としての資料はセンター運営会議や事前打合せ会議の討議資料のみであった。センターは、県の産業振興に寄与するために試験研究を行うが、どんな成果をもたらすかはどんな試験研究を行うかという判断によって決まるので、試験研究チームに関する適切な事前評価とこの評価に基づくチームの選定が極めて重要である。研究チームの事前評価や中間、事後評価を行う体制にはなっていない。</p> <p>また、研究チームごとの原価計算が行われていない。どの研究にどれだけの資金を要したのかという個々の実績が確認できないのは望ましくない。原価計算を</p>	<p>これまで、試験研究の評価については、「センター運営会議」において、センター事業運営の実績と課題及び基本方針、研究開発の目標と方向、新研究課題等に対する意見要望等の中で議論されてきたところである。</p> <p>研究課題の評価については、平成17年度の試行期間を経て、平成18年度から外部評価制度が本格的に導入されたところであり、当センターにおいても5名(大工教授、国等の機関、業界関係組合、業界製造企業、陶磁器デザイン)の外部委員による評価が実施されたところである。</p> <p>なお、研究チーム毎の費用対効果については、研究担当者間でも、研究員の人件費、光熱費、消耗品費などの研究遂行のためのコスト意識や研究による成果の企業への貢献度合いなど、その意識づけが浸透しつつある。</p> <p>今後も引き続き、コスト意識の周知徹底を図るとともに、より密に業界と連携を図りながら、技術指導や相談等を通じて県内業界のニーズを的確に把握し、業界の振興につながる技術開発などの</p>	<p>10 研究チームとその普及について</p> <p>技術指導契約は、企業が業績や自社製品の付加価値向上などを目的としてセンターの研究成果を習得する場合に、県と企業との間で締結される。5年間で技術センターと技術指導契約を締結した企業数は、純件数で77社であり、新規の利用者は約半数である。県内の業界関係者数が約700社であることを考えると、センターの研究成果を利用している企業はまだ少ないと言わざるを得ない。</p> <p>センターは、技術指導契約以外に個別指導や相談事業への助言の中でも成果の普及を行っているが、より積極的に個々の企業に接触して、センターが有する様々な技術やノウハウを普及できる活動を、事業運営の一環として強く推進すべきではないかと考える。</p> <p>県は現在、研究成果や成果の普及を効率的に実施するために、県内の各研究機関を全庁的に一元管理することを検討中とのことである。人的資源の集約を考えると試験研究機関を統合して、間接部門を大幅に削減しその削減分を研究員を増員にすることも可能である。県立の試験研究機関は、研究とその成果を如何に速やかに必要とされるところに的確に普及</p>	<p>当センターの研究成果を普及させる目的で、技術指導契約や個別指導(実地及び相談を含む)を実施しているが、平成16年度の技術指導契約が43件、技術相談・実地指導が2,527件、平成17年度の技術指導契約が19件、技術相談・実地指導が2,830件と増加傾向にある。</p> <p>しかし、これらの制度を利用する企業が、固定化傾向にあるため、1社でも多くの企業が利用するよう、あらゆる機会を通じて、その周知に努めるとともに、研究員が個々の企業を直接訪問し、それぞれの課題に対する指導や研究成果の普及・周知を行う、訪問指導を更に充実していく。</p> <p>また、研究成果を幅広く普及させるためには、センターだけの取り組みでは不十分な面があるので、関係団体等と今以上に連携を深めていくように努める。</p> <p>基礎的研究チームのあり方については、平成18年度に設置した新規研究チームに対する外部評価制度をさらに充実させることが必要であると考えている。</p>

<p>させることができるかにその存在意義があると考ええる。 基礎的研究テーマも地場産業の将来のために必要であることは理解できるが、地場産業の振興のために今行うべき研究であるかどうか、その検討が十分行われたかどうかについては疑問が残る。地場産業にとつて必要な技術やニーズが何であるか把握し、その期待に応えることが出来る試験研究機関としての活動が望まれる。</p>	
<p>(テーマ4 佐賀県立有田築業大学の財務事務の執行について)</p>	
<p>【監査結果】</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 陸路の旅費の計算について 平成16年11月、講師旅費の精算状況を検証した。検証の結果、佐賀県のコンピュータによる旅費精算は、佐賀県職員等の旅費に関する条例第7条に定める最も経済的な通常の経路とは言い難い経路を選択している場合がある。</p>	<p>平成18年8月から旅費事務を外部委託しているが、これに伴い、従来のコンピュータによる画一的な経路選択を改め、公共交通機関利用の旅行については受託業者が1件ごとに適切な経路を選択できるようにした。</p>
<p>2 備品の棚卸について 寮大では3月末に網羅的な実地棚卸は行われていない。そのため、現物と物品報告書との定期的な照合が行われていないのが現状である。また、決算時に報告される重要物品についても取得日付と取得価格のみで現物確認を行っている。したがって、管理番号等による台帳管理ではないため、同一物認定が困難な状況にある。 物品分類表上に、ソフトウェア(無形固定資産)の区分がない。このため、取得価格2万円以上の画像処理ソフト等で</p>	<p>すべての備品について、備品出納・管理簿と現物の照合を確実に確認し、不用品の処分においては、有効利用を促進するとともに、活用の見込みが無いものについては、速やかに、財務規則に基づき手続きを行うよう、全庁的に通知を出したところであり、今後も徹底を図る。 なお、備品の範囲の見直しや現物照合の方法については、現在、物品管理システムの構築を予定しており、その中で、今後検討していく。 また、ソフトウェアについては、物品</p>
<p>あつても需用費で処理されている。備品台帳にはパソコン等の本体部分は備品として記載されているがソフトウェア部分は「別紙一覧表」として明細が添付されているのみである。</p>	<p>分類表大分類「書籍・標本類」中分類「その他」細分類「フロッピーディスク」「CD」「DVD」等の形態により区分することを定めており、取得価格2万円以上については、備品購入費による購入をし、備品管理するように、日頃の研修会等の機会を捉え徹底する。 なお、パソコン等の本体等と一体化した管理をする場合は、集合の手続きを経た台帳管理しており、一覧の別添についても、可能と指導している。</p>
<p>3 受贈品等の寄付受納の処理について 寮大校内に展示又は保管されている講師資料は寄贈品等として受入れらるべきだと思われる物品であるが、寮大開校以来寄贈者等に対する物品の寄付申込みなどの意思確認は行われていない。従つて財務事務に関する取扱要領に準拠した寄付受納の手続は、一切なされてない。備品出納・管理簿にも一切記載されていない。 物品については、その所有権はいずれであつても帳簿に記載されるべきである。寄贈品であれ預り品であれ、適切な保管義務は当然寮大にあり、預り品であれば所有者に預っている旨の報告も必要になる。まずは所有者に対し寄贈の意思を確かめ、その上で寄贈品となれば美術工芸品類として認定するか、教材資料として捉えるかについて検討すべきである。 教育振興会からの現物寄付を受けた図書等が備品出納・管理簿等に記載されていない。寄贈品等の受入手続によつて備品出納・管理簿への記帳を行うべきである。</p>	<p>平成17年度からは寄付申込みを受けたうえで受納している。 平成16年度以前の分については、現在物品の調査中であり、調査後、財務規則に則つた処理を行う。</p>
<p>【監査意見】</p>	

<p>1 学生の応募並びに就職状況について</p> <p>過去6年間の専門課程に応募した応募者の状況を見ると、県外出身者の応募が県内出身者の応募の約3倍に達している。寮大が専修学校として20年の長きに亘り職業教育に尽くした実績の積み重ねによる高い評価を全国から得た結果だと考えられる。しかし平成13年度から5年間の合格者は、常に定員割れの状態が続いている。研究科も、応募者集そのものが定員に満たしていない。</p> <p>短期研修は、一般研修と特別研修であるが、特に特別研修については、入学資格が現に就業しているものとなっていることから、応募者が定員に満たない状況である。</p> <p>一方就職状況を見ると、過去5年間の専門課程卒業生128名のうち、県内出身者47名のうち40名が県内に就職し、県外出身者81名のうち28名が県外に就職している。寮大にとつて、卒業生の県内就職率をどう向上させるかは、県内職業界の振興に寄与するという教育目標と結びつくものがあり、寮大としても教育と同等に県内就職率アップに力を注ぐ必要がある。</p> <p>2 ホテルパックを利用した場合の旅費精算について</p> <p>ホテルパックを利用した場合の問題点について</p> <p>(1) みなし航空賃の合理性について</p> <p>時期によってホテルパック料金には変動があり、航空賃もホテル代も時期によって変動すると考えるのが自然である。であるとする、宿泊料(定額)の半額をホテルパック料金から差引いたものが航空賃とみなすのも無理がある。</p> <p>学生募集活動については寮大ホームページへの掲載、ポスターによる啓発、学校案内会の実施(年3回)、進路ガイダンス個別説明会(高校)への参加、県内・波佐見・三川内地区陶磁器工業協同組合への依頼を定期的に行っている。また、各企業に対ししても、機会あるごとに周知を依頼している。</p> <p>就職活動についても、県内・波佐見・三川内地区陶磁器工業協同組合への依頼を定期的に行っている。また、各企業に対ししては、機会あるごとに採用を依頼している。</p> <p>今後は、募集活動、就職活動についてより効果的な方法を検討し、実施していく。</p>	<p>も現行どおりとする。</p> <p>(2) ホテルパックを利用した場合の食卓料適用の合理性について</p> <p>ホテルパック料金には既に宿泊代も含まれており、含まれていないのは食事代等の諸費用部分である。</p> <p>佐賀県職員等の旅費に関する条例第6条は、旅費の内訳として既に食卓料の規定があり、ホテルパックを利用した場合はこの食卓料を適用すべきだと考える。この様に考えると、ホテルパックを利用した出張の場合の旅費精算は、「出張旅費＝ホテルパック料金＋食卓料(定額)＋日当(定額)」が適当である。</p> <p>平成18年8月からの旅費事務の外部委託に際し、ホテルパック料金の節減についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉なホテル利用のクラスを前提とした定額化</li> <li>・ピーク期を除き特割の航空賃を上限とする</li> </ul> <p>等の制度改正を実施した。</p> <p>ホテルパックを利用した場合の食費・雑費相当額については、従来どおり宿泊料の半額を基準としているが、この点についても今後引き続き検討していく。</p> <p>(3) ホテルパックの利用促進について</p> <p>ホテルパックで使用すべき料金ランクの設定と、宿泊料(定額)の半額加算にかわる食卓料等の採用を早急に検討するとともに、ホテルパック利用により経費削減による県財政への貢献が可能である出張についてはホテルパックの利用促進を積極的に推し進めるべきである。</p> <p>ホテルパックの利用に当たっては、低価格の利用を前提とした定額を設定した。</p> <p>なお、朝夕食代及び雑費相当額を食卓料の水準とすること及びホテルパック利用の促進については、引き続き検討していく。</p> <p>3 旅費精算時の規定に基づく旅費と実際の旅費との差額処理について</p> <p>旅費に関する条例に基づく旅費と実際にかかった旅費とで差額が生じた場合について、条例第29条に基づき旅費の調整が行われる。同条例第1項は、旅行命令権者が実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことが出来ると規定し、旅行命令権者に支給しない部分の裁量権を与えている。</p> <p>平成18年8月からの旅費事務の外部委託に伴い、全庁統一的な処理が可能な環境が整ったことや受託事業者に明確な指示を行う必要が高まったこともあり、旅費の調整(増額及び減額)については、より詳細なルールを定めるべく取り組んでいる。</p> <p>なお、このことに関しては、性質上、条例改正ではなく、通知(条例の運用方</p>
--	--

<p>県庁職員課の説明では、差額の減額について旅行命令権者と旅行者の協議で差額全額を減額したり、一部を減額したりしている場合があるとのことであった。しかしどの程度まで減額するかは決定を旅行命令権者に委ねるのは、公平性や明瞭性に欠ける。差額の全額を減額すると規定する等、旅行命令権者の明快な判断指針となるよう条例を改定すべきである。</p>	<p>針)の内容の充実により対応していく。</p>
<p>4 講師等への報酬支払日について 通常、給与支払いについては、締切日及び支払日を定めているものと考えられるが、寮大では、非常勤講師等に対する報酬支払日は特に定めていないとの事であり、実際の支払状況は一定していない。4月分の非常勤講師への支払日(6月14日)が遅れた理由として、ある非常勤講師の振込先がいつまでも知らされなかったため、予定日に振り込めなかったこともあるとの事だが、支払いが遅れるのはその人自身の責任に課すべきで、その人のみ、次月の一定日に支払うこととしても問題は無いものと考えられる。事務処理の効率化を図る上でも、締切日及び支払日を定めるべきである。</p>	<p>報酬費支払いについては、非常勤講師の講義は前期又は後期を通して依頼しているが、講義が変更されることもあることから実績確認の必要があるため、勤務日の締切りは勤務日の属する月末とし、支払いは翌月21日とした。 特別講義講師については、適時講義を依頼しているものであり、その都度(その月の最終勤務日の2週間後)支払うこととした。</p>
<p>5 カリキュラムについて 寮大は、平成4年以降は生産管理や経営管理の講座が削減され、技術面が重視される傾向にある。しかし消費者ニーズの把握や経済環境の動向の把握をもとに生産現場での柔軟な発想を得るためには、生産管理や経営管理の知識も必要であると考ええる。 広い視野に立って物事を考え、実践し、未知の領域を自ら開拓できる人材の養成を目的とする寮大にあつては、あまりに</p>	<p>開校当時から講義科目と実習科目のバランスを考え、より高度な職業教育に努めてきているが、地元や運営協議会からは、より高い技術力の養成を求める声が強いことから、生産管理や経営管理の講座を削減し、技術系に重点を置いたカリキュラムへ移行してきている。 国内・中国研修については、インターネットや写真等で見ると実際に</p>
<p>技術系に重点を置くカリキュラム編成となつていないかと考える。 また専門課程においては、国内研修旅行や中国研修旅行が実施されている。この研修旅行は本当に必要なものであるのか。基礎教育期間である専門課程では、前述の生産管理や経営管理を削除してまで研修旅行を実施する必要が本当にあるのだろうか。 カリキュラムの編成は、再考の余地があると考ええる。</p>	<p>触つてみて、空気を吸つて有田との違い、異文化の違いが実感できるものであるため研修は必要と考えられている。 カリキュラム編成については毎年度検討を行っているところであるが、現在、有田職業界の人材育成連絡会議の中で今後の寮大のあり方について検討が行われており、その結果を受けてカリキュラムの大幅な見直しも必要になるものと考えられている。</p>
<p>6 職員会議について 職員会議は校長が招集し、重要な事項について職員の意見を聞くことになつている。しかし会議の次第は作成されているが、議事録の作成がない。学生の入学、進級、卒業並びに懲戒に関する事項も会議に諮られるので、管理規則には議事録作成が規定されていないが、当然議事録の作成は必要と考ええる。</p>	<p>議事録を作成することとした。</p>
<p>7 寮大運営協議会について 運営協議会の過去3年分の議事録を閲覧した。事務局からの説明が大半で、殆ど会議の体をなしていないかつた。構成員からの質問も殆どなく、1時間以内で会議が終了していた。 しかし、寮大を取り巻く環境は学生の応募、合格者数、卒業生の就職状況のいずれをとつても非常に厳しいものがあり、寮大だけで解決できるものではない。運営協議会は座学官を挙げて構成されており、寮大は環境の厳しさとその打開策について協議会と検討を重ねるべきである。</p>	<p>運営協議会は、当校の教育研修の基本方針、教育研修計画・規模・指導体制、施設・設備・環境の整備、学生の募集・就職促進に関する事項について調査、審議することを目的としている。 協議会では必ず意見を頂戴しているが、今後は議題にかかる資料を事前に配布するなど、より多くの意見が得られるよう運営方法を検討し、当校の課題等についてより積極的に協議会と検討していく。</p>
<p>8 ソフトウェアの管理について 寮大では備品出納・管理簿に記載され</p>	<p>ソフトウェアについては、物品分類表</p>

<p>る物品を物品分類表上のコード番号を用いて登録している。しかし、画像データベースやモニター用等のソフトウェアを登録するコード番号は設けられておらず、ハードウェア本体であるパソコンと共に一式にまとめられて管理されている。比較的高価なソフトウェアは無形固定資産として資産管理すべき物品である。</p>	<p>大分類「書籍・標本類」中分類「その他」細分類「フロッピーディスク」「CD」「DVD」等の形態により区分することとを定めており、取得価格2万円以上については、備品購入費による購入をし、備品管理をするように、日頃の研修会等の機会を捉え徹底する。</p>
<p>9 収支計算書の作成について                  寮大では歳入報告書並びに歳出報告書が作成されており、その収支は平成16年度では約147百万円の支出超過となっている。この多額の支出超過をどう縮小するかも重要な課題である。収支のどの項目をどのように改善すべきかの検討を行うためにも、ありのままの収支状況が判然とわかる収支計算書の作成が必要である。</p>	<p>寮大の収入は、入学検定料、入学科、授業料収入となっている。                  当校は本県の地場産業である陶磁器産業の振興を図るため、寮業界の後継者・技術者となる人材を育成することから、政策的により設立されていることから、もともと独立採算制にはなじまないが、支出については過去の状況を見ながら縮減に努める。</p>

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月十五日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷